

## 宇部市体育施設条例中一部改正の件

宇部市体育施設条例（平成十七年条例第三十七号）の一部を次のように改める。

今和十五年九月一日攝出

宇部市長  
篠嶋圭一

第二条第一項の表に次のように加える。

サンライフ宇部	宇部市神原町一丁目六番二〇号
パルセンター宇部	宇部市西平原四丁目九番一号

別表五の表を別表六の表とし、別表四の表の次に次の表を加える。

区分

和月精金の宿

卷之三

一、一  
○○用

---

一、二  
○○用

---

一、三  
○○用

八  
〇  
〇  
四  
一  
四  
〇  
〇  
四  
一  
五  
〇  
〇  
四

七〇〇円 一、一〇〇円 一、三〇〇円

回数券(二〇〇円券二枚) 二、〇〇〇円

一、八〇〇円  
三、〇〇〇円  
四、〇〇〇円

三、六〇〇円  
六、〇〇〇円  
八、〇〇〇円

コート一面一時間につき 六〇〇円

区 分										利用料金の額		
午前九時から正午まで		正午から午後五時まで		午後五時から午後九時まで								
利用 一 般		利 用 専 用		ト レ ー ニ ン グ 室		職 業 講 習 室	小 会 議 室	会 議 室	第 一 教 養 文 化 室	第 二 教 養 文 化 室	研 修 室	
ル バ レ 一 般 に 利 用 す	全 面	す る 場 合	い す を 利 用 す る 場 合	い す を 利 用 す る 場 合	ト レ ー ニ ン グ 室	回数券 (二〇〇円券一二枚)	一人一回につき 二〇〇円	八〇〇円	八〇〇円	一、一〇〇円	一、一〇〇円	七〇〇円
コ ー ト 一 面 一 時 間 に つ き	一 時 間 に つ き	六 〇 〇 円	三 、 六 〇 〇 円	一 、 八 〇 〇 円	ト レ ー ニ ン グ 室	回数券 (二〇〇円券一二枚)	一人一回につき 二〇〇円	八〇〇円	七〇〇円	一、一〇〇円	一、一〇〇円	一、三〇〇円
			六 、 〇 〇 〇 円	三 、 〇 〇 〇 円	ト レ ー ニ ン グ 室	回数券 (二〇〇円券一二枚)	一人一回につき 二〇〇円	一、四〇〇円	一、四〇〇円	一、七〇〇円	一、七〇〇円	一、九〇〇円
			八 、 〇 〇 〇 円	四 、 〇 〇 〇 円	ト レ ー ニ ン グ 室	回数券 (二〇〇円券一二枚)	一人一回につき 二〇〇円	一、五〇〇円	一、五〇〇円	一、三〇〇円	一、三〇〇円	一、五〇〇円

一 利用時間が各区分の利用時間に満たないときの利用料金の額は、当該区分による所定の額とし、利用時間が二以上の区分にわたるときの利用料金の額は、それぞれの区分による所定の額を合算した額とする。

二 営利目的でサンライフ宇部又はパルセンター宇部を利用する場合における利用料金の額は、所定の額の五割増しの額とする。

三 利用の当日において、利用時間を延長し、又は繰り上げて利用を開始するときの一時間当たりの利用料金の額は、現に許可を受けている利用時間の区分による所定の額（二以上の区分にわたるときは、それぞれの区分による所定の額の合算額）の一時間当たりの額の二割増しの額とする。この場合において、超過する時間に一時間に満たない時間があるときは、三十分以上は一時間に切り上げ、三十分未満は切り捨てるものとし、算出して得た額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

四 次の表に掲げる器具を必要とするときの利用料金の額は、当該器具の利用に係る料金を加算して算出するものとし、その額は、それぞれ次の表に定める額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を受けて定める。

区分	利用料金の額
ビデオデッキ	一台一回につき 五〇〇円
カラオケセット	一セット一回につき 一、〇〇円
一六ミリ映写機	一台一回につき 一、〇〇〇円
オーバーヘッドプロジェクター	一台一回につき 五〇〇円
スライド映写機	一台一回につき 五〇〇円
マイクセット（アンプを含む。）	一セット一回につき 一、〇〇円
将棋	一組一回につき 一〇〇円
囲碁	一組一回につき 一〇〇円
マイクセット（アンプを含む。）	一セット一回につき 一、〇〇円
囲碁	一組一回につき 一〇〇円
一組一回につき 一〇〇円	〇円

五 「一回」とは、午前九時から正午まで、正午から午後五時まで及び午後五時から午後九時までのそれぞれの利用時間の区分をいう。

六 冷暖房設備を利用するときは、その実費を徴収する。

別表備考第三項中「シャワー」を「サンライフ宇部又はパルセンターユ部の利用時間を延長し、又は繰り上げて利用を開始する場合及びシャワー」に改め、同表備考第五項中「西部体育館」の下に「、サンライフ宇部、パルセンターユ部」を加える。

（施行期日）

附 則

1 この条例は、令和八年四月一日から施行する。

（宇部市勤労者総合福祉センター条例の廃止）

2 宇部市勤労者総合福祉センター条例（平成十五年条例第九号）は、廃止する。  
（経過措置）

3 改正後の宇部市体育施設条例の規定は、この条例の施行の日以後の利用に係る利用料金について適用する。

「説明」

本市が保有する施設の稼働状況を踏まえ、効率的な管理運営を図るため、勤労者総合福祉センターを体育施設に変更するものである。

これが、この条例案を提出する理由である。

(参考)

(名称及び位置)

新 旧  
新 旧  
表 照

四  
文  
照  
表

新

1

八

例題

八和

100

別表四(第九條關係)

表 （第九条関係）	名称	位置
	宇部市楠テニスコート	
	宇部市大字東万倉字田ノ畔一七七番	

別表（第九条関係）

部	パルセント一宇	サンライフ宇部	コート	宇部市楠テニス	名称
一号	宇部市西平原四丁目九番	二〇号	畔一七七番	宇部市大字東万倉字田ノ	位置



												館	体	用	利	般	一	用	利	用	專	サ	ー	ム	三	ク	ル																																																				
合	る	用	す	に	利	ト	ン	ミ	ン	バ	ド	合	る	用	す	に	利	ル	ト	ボ	バ	レ	合	る	用	す	に	利	ル	ト	ボ	ケ	バ	ス	半	面	合	る	用	す	を	利	い	す	サ	ー	ム	三	ク	ル																													
	三	五	〇	田	コ	一	ト	一	面	一	時	間	に	つ	き		七	〇	〇	一	、	四	〇	〇	円	一	時	間	に	つ	き	七	〇	〇	円	八	、	四	〇	〇	円	四	、	一	〇	〇	円	七	、	〇	〇	〇	七	、	〇	〇	〇	七	、	八	〇	〇	〇	七	、	八	〇	〇	〇	一	時	間	に	つ	き	三	〇	〇	円

備考	利用時間が各区分の利用時間に満たないときの利用料金の額は、当該区分による所定の額とし、利用時間が二以上の区分にわたるときの利用料金の額は、それぞれの区分による所定の額を合算した額とする。			
	合る場	用す	に利	卓球
			卓球台一台一時間につき 二〇〇円	

二 営利目的でサンライフ宇部又はパルセンター宇部を利用する場合における利用料金の額は、所定の額の五割増しの額とする。

三 利用の当日において、利用時間を延長し、又は繰り上げて利用を開始するときの一時間当たりの利用料金の額は、現に許可を受けている利用時間の区分による所定の額（二以上の区分にわたるときは、それぞれの区分による所定の額の合算額）の一時間当たりの額の二割増しの額とする。この場合において、超過する時間に一時間に満たない時間があるときは、三十分以上は一時間に切り上げ、三十分未満は切り捨てるものとし、算出して得た額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

四 次の表に掲げる器具を必要とするときの利用料金の額は、当該器具の利用に係る料金を加算して算出するものとし、その額は、それぞれ次の表に定める額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を受けて定める。

備考

3

利用時間に一時間未満の端数があるときは、当該端数は一時間に切り上げて利用料金を算出するものとする。ただし、シャワー

備考 六

3

正午から午後五時までのそれぞれの利用時間の区分をいう。

（ハ）冷暖房設備を利用するときは、その実費を徴収する。

利用時間に一時間未満の端数があるときは、当該端数は一時間に切り上げて利用料金を算出するものとする。ただし、サンライフ字部又はパルセンタ一字部の利用時間を延長し、又は繰り上げて利用を開始する場合及びシャワ

ーに係るものについては、この限りでない。

5 営利目的で体育施設（俵田翁記念体育館、西部体育館）  
、野球場、屋根付きグラウンド及び都市型スポーツ広場を除く。を利用する場合における利用料金の額は、所定の額の一倍の額とする。

ーに係るものについては、この限りでない。

5 営利目的で体育施設（俵田翁記念体育館、西部体育館、サンライフ宇部、パルセセンター宇部、野球場、屋根付きグラウンド及び都市型スポーツ広場を除く。を利用する場合における利用料金の額は、所定の額の一倍の額とする。

## 資料

### 令和7年6月議会 文教民生委員会 議案第54号「宇部市体育施設条例中一部改正の件」

観光スポーツ文化部スポーツ振興課

#### 1 概要

勤労者総合福祉センターであるサンライフ宇部及びパルセンター宇部の2施設について、スポーツ利用がメインとなっていることを踏まえ、体育施設に変更するものです。現在の指定管理者は（公財）宇部市スポーツ協会となっており、令和8年3月末で終了することから、次の指定管理者を令和7年度に公募する必要があるため、6月議会に議案を上程いたしました。

#### 2 内容

宇部市勤労者総合福祉センター条例の内容を、体育施設条例に移行する形としています。（条例改正施行日：令和8年4月1日）

##### 【資料】

議案集11～14ページ：条例改正内容

議案集15～20ページ：新旧対照表

#### 3 施設概要

名称	サンライフ宇部	パルセンター宇部
住所	宇部市神原町一丁目6番20号	宇部市西平原四丁目9番1号
開館時間	9:00～21:00 (休館：12/29～1/3)	9:00～21:00 (休館：12/29～1/3)
建物	鉄筋コンクリート・鉄骨造陸 屋根2階建	鉄筋コンクリート・鉄骨造ステ ンレス鋼板葺平家建
延床面積	1,422.63 m <sup>2</sup> (1階993.04 m <sup>2</sup> 、2階429.59 m <sup>2</sup> )	1,822.93 m <sup>2</sup>
供用開始	昭和60年(1985年)10月1日	平成8年(1996年)4月21日
部屋名 ※カッコ 内は収容 人數目安	体育館(250人)、トレーニング 室(30人)、研修室(45人)、第 1教養文化室(25人)、第2教 養文化室(25人)、会議室(14 人)、小会議室(10人)、職業講 習室(18人)	体育館(500人)、研修室(60 人)、研修室2(20人)、会議室 (20人)、サークルルーム1(10 人)、サークルルーム2(10 人)、サークルルーム3(10人)